

加治川地区公民館 使用申請方法

1. 申請方法について

●公民館施設の予約方法は次の2通りです。

① 直接来館

公民館へ直接来館していただき、申請を行う方法です。
使用申請書に必要事項を記入の上、使用料を納付してください。

※ 夜間・休祝日はお受けできません。

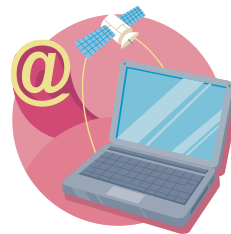
受付は平日の午前8時30分～午後5時15分の間となります。



② 公共施設予約システム

インターネット（パソコン・スマートフォン・携帯電話）
による公共施設予約システムからご予約が可能です。

※予約後、速やかに公民館窓口にて使用申請書に必要事項を
記入の上、使用料を納付してください。



●インターネットで申し込める公共施設予約システムをご利用ください。

◆夜間、休日でも空き状況の確認、予約ができます。

電話での予約はお受けできません。予約システムであれば夜間・休祝日にかかわらず、いつでも施設の予約が可能です。

◆システムの利用には、事前に利用者登録をお願いします。

利用者登録の手続きを行う場合には、平日の午前8時30分～午後5時15分の間
に、お近くの公民館窓口へお越しくください。

登録には、①団体名 ②代表者の住所、氏名、電話番号 ③社会教育認定団体に認
定されている場合は認定番号 以上の正確な情報のほか、代表者または連絡者（普段、
予約手続きを行う方）の身分証明書が必要となります。

◆市内の他の施設も予約ができます。

利用者登録を一度していただければ、中央公民館、各地区公民館・分館、市民文化
会館生涯学習センター、サン・ワークしばたの予約が可能です。（平成23年4月1
日現在）詳しくは、市ホームページ、市モバイル情報でご確認ください。

2. 受付期間について

申請する月の3ヵ月後の末日までを予約することができます。
なお、申請の締切は使用する日の5日前までとなります。

申請月	申請できる期間
4月	7月31日まで
5月	8月31日まで
6月	9月30日まで
7月	10月31日まで
8月	11月30日まで
9月	12月28日まで
10月	1月31日まで
11月	2月28日まで
12月	3月31日まで
1月	4月30日まで
2月	5月31日まで
3月	6月30日まで

3. 使用料について

使用料は前納とします。申請書を提出の際、納付してください。
添付ファイル「加治川地区公民館料金表」をご覧ください。

●使用料金の還付について

相当の理由によりキャンセルや変更した場合、還付します。

◆キャンセル

使用料の7割を還付します。

◆部屋や時間帯の変更

部屋や時間帯の変更により使用料が減額となる場合は、還付されるべき使用料の7割を還付いたします。

※ 還付申請を行う場合は、使用日の5日前までに直接来館（平日の午前8時30分～午後5時15分）して申請が必要となります。

4. 使用料の減免について

●社会教育認定団体

市には社会教育関係団体の認定という制度があります。

社会教育認定団体は、加治川地区公民館施設において使用料が4割減免となります。

◆認定を受ける条件

- ・社会教育（体育・レクリエーション等を含む）を行うことを目的とした団体であること。
- ・団体の構成員が5人以上であり、責任者として成人を含んでいること。
- ・会則または規約を有すること。
- ・団体活動の本拠として事務所を市内に有すること。
- ・政治・宗教・営利事業を目的としない団体であること。ほか、新発田市社会教育関係団体の認定に関する規定に準じます。

◆認定を受けるには

新発田市社会教育認定申請書に会則または規約、名簿、事業計画書、実績記録、予算書、決算書、そのほか団体の参考となる資料を添付し提出してください。

また認定された後は、2年に1度、更新の手続きが必要です。

◆申し込み先

新発田市中央公民館事務室（新発田市生涯学習センター内）

新発田市中央町5-8-47 TEL0254-22-8516 FAX0254-22-1977

※新発田市社会教育認定申請書は加治川地区公民館にもあります。

詳しいお問合せ先

加治川地区公民館（新発田市住田547-1） ☎0254-33-2433